

昭和八年法律第三十号

農業動産信用法

第一章 総則

第一条 本法ニ於テ農業トハ耕作、養畜又ハ養蚕ノ業務及之ニ附随スル業務ヲ謂フ

第二条 本法ニ於テ農業用動産トハ農業ノ経営ノ用ニ供スル動産ヲ謂フ

第三条 本法ノ先取特権又ハ農業用動産ノ抵当権ヲ取得スルコトヲ得ル者ハ農業協同組合、信用組

第四条 農業協同組合、信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ガ農業ヲ為ス者ニ対シ左ニ掲グル行

一 農業用動産又ハ農業生産物ノ保存

二 農業用動産ノ購入

三 種苗又ハ肥料ノ購入

四 種苗又ハ肥料ノ購入

五 薪炭原木ノ購入

六 命令ヲ以テ定ムル水産養殖用ノ種苗又ハ餌料ノ購入

七 前項ノ法人ガ農事実行組合、養蚕実行組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニ対シ其ノ農業用動産

五 保存シ又ハ購入スル為ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五条 農業用動産保存資金貸付ノ先取特権ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ保存シタル農業用動産ノ

上ニ存在ス

〇2 農業生産物保存資金貸付ノ先取特権ハ貸付ヲ受ケタル資金ヲ以テ保存シタル農業生産物ノ上ニ

〇2 農業用動産ノ抵当権ニハ本法其ノ他ノ法令ニ別段ノ定アルモノノ外不動産ノ抵当権ニ関スル規

第十三条 農業用動産ノ抵当権ノ得喪及変更ハ其ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ

第十四条 抵当権ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓渡セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依

第十五条 抵当権ノ目的タル農業用動産ノ所有者ガ之ヲ讓渡シ又ハ他ノ債務ノ担保ニ供シタル場合

第十六条 先取特権ト農業用動産ノ抵当権ト競合スル場合ニ於テハ抵当権者ハ民法第三百三十条ニ

第十七条 農業用動産ノ抵当権ノ実行ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八条 抵当権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ抵当権ノ目的タル農業用動産ヲ損傷シ又ハ隠匿シタ

第十九条 抵当権ノ目的タル農業用動産ノ所有者抵当権者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ該動産ニ関シ

〇2 前項ノ動産所有者ノ代表者又ハ代理人本人ノ為ニ前項ノ行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

〇1 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〇1 附則 (昭和二年一月一九日法律第一三三三号) 抄

〇1 附則 (平成七年五月二二日法律第九一号) 抄

〇1 附則 (平成二六年二月二二日法律第一四七号) 抄

〇1 附則 (昭和二年一月一九日法律第一三三三号) 抄

〇1 附則 (平成七年五月二二日法律第九一号) 抄